

道光 3 年のウリヤスタイ将軍の布告文について

On the Edict of Military Governor of Uliyasutai Proclaimed in the Third Year of Dao-guang (1823)

岡 洋樹 (Hiroki OKA)*

キーワード : ハルハ・モンゴル、ウリヤスタイ定辺左副将軍、布告文、察吏安民

Abstract

This article introduces the Mongolian text of the 1823 Edict of Governor General of Uliyasutai proclaimed in the Qalq-a four ayimaγs, outer Mongolia, and investigates its historical meanings in the entire Qing policy toward the 19th century Mongolia. Mongolian scholar Sh. Natsagdorj pointed out the fact that the first of edicts widely proclaimed in 19th century Qalq-a Mongolia was the one by the military general of Uliyasutai in 1823. The author analyzes the Mongolian text of Uliyasutai general's edict and concludes that it was extensionally proclaimed in Qalq-a Mongolia on General I-hao 奕顥 and Guolefenga 果勒豐阿's own initiative along the contemporary Dao-guang emperor's so called *chali anmin* 察吏安民 policy which aimed to purge the corrupt governors from the Qing administrative system.

問題の所在

19 世紀から 20 世紀初頭のハルハ・モンゴルで発布された布告文 *uqayulaqu bičig* あるいは教え *suryal* と呼ばれる文献群は、歴史研究者の注目を集めてきた。特に Sh. ナツァグドルジ氏が写真付きで刊行した「ト・ワンの教え」、すなわち咸豊 2 (1852) 年にセツェン・ハン部中右旗ザサグ多羅郡王トグトホトゥルが発布した「幫辦王の生活を指示した教え *kebei wang-un aju törüküi-yi jiyaysan suryal bolai*」は、牧畜に関わる事細かな指示が含まれることから、彼の旗政改革と併せて特に注目されてきた[Нацагдорж 1960]。また同氏は、同部中末旗ザサグ固山貝子プレヴジャヴが旗内に発布した布告文 (*qariyatu qosiyun dotur daγaju yabuγular-a toytaγan tusiyaysan uqayulqu bičig-ün eki*) をウイグル式モンゴル文字活字で刊行し [Нацагдорж 1960]、道光 8 (1828) 年にセツェン・ハン・アルタシドが布告文を盟内に発布したことに言及した[Нацагдорж 1968] [Нацагдорж 1963 : 140]。一方 S. バダムハタン氏は同部右翼中旗ザサグ多羅貝勒ゴムボスレンの

*東北大学東北アジア研究センター

宣統2（1910）年の布告文をキリル文字で刊行し[Бадамхатан 1972]、Ch.ジュグデル氏は、前二者に加えて同部右翼中旗ザサグ・ツェレンサントヴの布告文を論じ、一群の布告文を「封建愛国主義」の現れと評価した[Жүгдэр 1972: 41-62]。我が国では小貫雅男氏がナツァグドルジ氏によりト・ワンの教えの内容を紹介している[小貫 1982]。一方萩原守氏は最近「ト・ワンの教え」全文の転写・訳注を作成・発表している[萩原 1999]。ジュグデル氏はこれらを一群の文献として扱うが、成立時期に80年以上の開きのあるこれらの教訓書に直接的連関を想定することはできない。

ところでナツァグドルジ氏は、トグトホトゥルが教えを發布するに至る経緯を述べる中で、「当時満洲当局は、布告文を繰り返して發布し、その中で人民の生活が急激に衰退窮乏し、離散流亡するようになったことをやむなく認め、『下々のアルドを窮乏疲弊させないようにし』、『所属のアルバトを収容して養い』『彼らを決して流亡させない』ことをノヤン達に要求していた。ウリヤスタイ将軍は道光3（1823）年だけでも三度このような文書を出していた」と述べている[Нацагдорж 1968: 66]。もし氏が述べるように一連の布告文發布の端緒が満洲当局の布告にあるとすれば、背景に当時の清朝の何らかの政策が存在した可能性がある。トグトホトゥルの「教え」やプレヴジャヴの布告文には『聖諭廣訓』が引用され、個々の条目にもその影響が看取される[岡 1997]。もちろん仏教思想を基調とするモンゴルの布告文を、儒教道德との関わりにおいてのみ評価することはできないが、一方でそれを清朝の統治道德全体から切り離し、そこに民族的な内容のみを見出すことには疑問を禁じ得ない。「ト・ワンの教え」を検討した萩原守氏は、中国での「善書」と称する通俗的教訓書の流布や、康熙帝の『聖諭十六条』や雍正帝の『聖諭廣訓』の東アジアへの影響という事実を参照しつつ、道光帝やウリヤスタイ将軍の布告發布についても注意を促している[萩原 1999: 221-223]。

以上のような「教訓書」に関わる研究状況を考えると、ナツァグドルジ氏が言及している道光3年のウリヤスタイ将軍の布告内容と、その背景を明らかにしておくことが重要となる。そこで本稿では、筆者がモンゴル国立図書館において調査した道光3年のウリヤスタイ将軍の布告の内容を検討し、發布に至る道光初期の政策展開にこれを位置づけたい。

第一章 道光3年のウリヤスタイ将軍の布告文

第一節 布告文の所在

ナツァグドルジ氏は、ウリヤスタイ将軍が道光3年に三度、同7年に一度布告を發し、同8年には道光帝の諭旨とセツェン・ハン・アルタシドの布告文が發布されたと論じ[Нацагдорж 1968: 66]、アルタシド布告文の出典として「道光年間に処理した処理案件」（Төр гэрэлтийн онуудын шийтгэн өнгөрүүлсэн дагаж шийтгэх хэргүүд）なる档冊名を注記している。氏はこの档冊の所蔵機関には言及していないが、モンゴル国立図書館に同名の档冊が所蔵されている（保管番号34(517.3)T-594）（注1）。この档冊は、道光年間のセツェン・ハン部内での処理案件内容を記した

もので、全102葉、各頁16行からなる。内容は全道光年間に及ぶが、道光8年部分にアルタシド布告文らしい記事はない。一方道光3年10月と「夏時 jun-u čay」の項目にウリヤスタイ將軍による布告文が記載されている。従ってナツァグドルジ氏がアルタシド布告文の典拠とした档冊とこの档冊の関係は不明である一方で、道光3年のウリヤスタイ將軍布告文を得たことになる。ただ本档冊の二件の布告が、道光3年の三件の布告中の二件にあたるかどうかは、断定できない。

問題の布告文は、档冊の第6葉表から第9葉裏にかけて記載され、①道光3年10月にウリヤスタイ將軍・参贊大臣衙門が各盟長・副將軍・副盟長・参贊・諸ザサグに対して布告をなしたむねの記事(第6葉表1行目～第6葉裏9行目)と、②道光3年夏時(4～6月)のウリヤスタイ將軍布告文を含む「盟長等より伝達命令した、四アイマグの駐班事務を掌辦する副將軍王のところから、盟長等、將軍・参贊我等と連名で呈し送った文書」(第6葉裏10行目～第9葉裏10行目)すなわちウリヤスタイにハルハ四部から人員が派遣されて駐在し、事務の連絡に当たっていた駐班処より各盟に宛てられた文書の两部分から成り、時間的には②が①に先行する。

第二節 布告した將軍について

道光3年にウリヤスタイ將軍の任にあったのは、奕顛と果勒豊阿である[錢実甫 1980: 2347]。奕顛は、道光2年正月庚午(24日)に黒龍江將軍からウリヤスタイ將軍に転任の命を受け(注2)、同3年6月20日(丁巳)に後任に任命された果勒豊阿(道光4年12月25日(癸未)まで在任)と交代している(注3)。『宣宗実録』の奕顛召喚及び果勒豊阿任命記事は、6月20日であるが、実際の奕顛の離任は同年9月にずれこんだらしい(注4)。以上から、「道光3年夏時」の布告文は奕顛の布告にかかり、10月の記事は、果勒豊阿着任後のものと考えられよう。

奕顛は、乾隆49(1784)年生まれ。康熙帝の第二子允禛から数えて五代目の子孫である。嘉慶6(1801)年12月、17歳で鎮国公を襲い、額外散秩大臣上行走を命じられる。嘉慶10(1805)年12月、一時散秩大臣の任を解かれたが、翌11(1806)年9月に散秩大臣に復し、18(1813)年8月から19(1814)年12月まで乾清門行走の後、左翼前鋒統領を授かった。以後21(1816)年宗人府右宗人、23(1818)年正藍旗滿洲都統、24(1819)年内大臣となった。翌25(1820)年4月黒龍江將軍に任命され、道光2(1822)年正月、38歳の時ウリヤスタイ將軍に調補され、在任中に鑲藍旗蒙古都統を授かっている。將軍解任後道光3(1823)年10月に火器營の事務を管理、道光4(1824)年、再び出任して綏遠城將軍、7(1827)年、盛京將軍に調された。10(1830)年3月に鎮国公を革去されて頭等侍衛となり、同年6月、ウリヤスタイ参贊大臣、10月、副都統衙門をもって庫倫辦事大臣に調補された。以後鑲白旗蒙古副都統、正藍旗滿洲副都統、正白旗護軍統領、正黄旗蒙古都統、鑲紅旗滿洲都統、閱兵大臣を歴任し、道光16(1836)年に礼部尚書、18(1838)年に兵部尚書となった。20(1840)年12月、理藩院侍郎を授かり、同月、原品をもって休致する。道光23年12月29日、60歳で没した(注5)。

果勒豊阿は、『愛新覚羅宗譜』に、ヌルハチの長子褚英の子尼堪から七代目の子孫に果爾豊阿と

して現われる。乾隆 28 (1763) 年生まれで、乾隆 49 (1784) 年に二等輔國將軍に封じられ、嘉慶 5 (1800) 年に奉恩鎮國公に晋み、散秩大臣となる。同 15 (1810) 年正紅旗漢軍副都統、正黃旗漢軍副都統、同 16 (1811) 年から 23 (1818) 年まで綏遠城將軍、道光元 (1821) 年に再び散秩大臣、同 3 (1823) 年にウリヤスタイ將軍となり、鑲紅旗漢軍都統を兼任、同 4 (1824) 年に病気で京師に戻った。道光 6 (1826) 年に杭州將軍となり、7 (1827) 年 10 月に卒した(注 6)。ウリヤスタイ將軍就任時には 60 歳だったことになる。

奕顯の帰朝の遅れの原因は定かでないが、サインノヤン部の盜賊案件の処理と関わりがあるのではないかと思われる。それは『宣宗實錄』道光 3 年同年 7 月 23 日条に、

又諭、奕顯等奏參、盟長等、不行嚴拏搶劫賊盜一摺。盟長・副將軍、有總理一部落事務之責。理宜嚴加約束屬下、清除賊盜、以靖地方。乃二年間喀爾喀遊牧地方、多有竊奪案件。經該將軍等專咨飭令嚴拏。而賽因諾顏部落盟長德木楚克扎布等、並未將賊拏獲。已屬疏懈。今復於大路上竟有公然搶奪官人財物、並將人捆縛、尤為不成事體。若不嚴加議處、不足以示儆戒。奕顯等所參甚是。正盟長郡王德木楚克扎布・副將軍郡王綽克索木扎布、著交部嚴加議處。副盟長賽因諾顏親王車林多爾濟・參贊貝勒貢楚克扎布、著交部議處。

なる論旨が見えるからである(注 7)。ここから、奕顯が帰朝までサインノヤン部の盜賊案件の処理に関わっていたことが知られよう。サインノヤン部の盜賊案件が奕顯在任中に懸案であったらしいことは、既に奕顯の前任者特依順保在任中の嘉慶 25 年 9 月にも、

又諭、特依順保奏參賽因諾顏部落、玩視公務之盟長、規避差使之扎薩克官員一摺。盟長有承辦之責。理宜嚴飭扎薩克官員奮勉當差。茲據該將軍奏稱、派委官兵飭緝賊匪、經賽因諾顏盟長王德木楚克扎布等、所派貢楚克扎布等、竟未按期前來、任意推諉報病、實屬怠惰之至。德木楚克扎布等、並未詳查、即行改派、殊屬姑容。

と見え、盟長ダムチュグジャヴはじめ副盟長・副將軍・參贊及びザサグ等が盜賊捕縛の怠慢を弾劾されていることから伺われる(注 8)。實際奕顯の布告文冒頭には、

最近サイン・ノヤン部盟長王ダムチュグジャヴ等の処から呈報してきた、同盟のザサグ・ゴンチュグジャヴ旗のラマ・ゲンドウン、ラドナ等が貧困に苦しみ、商民から馬 1 頭盜み、殺して肉を食べない内に逮捕されて連行されてきたのを裁き例に従って流罪とする。

との言及があり、盜賊事件が布告文發布の動機となっていることが知られる。

第三節 布告文の内容

次に、果勒豊阿・奕顯両布告のテキストを訳出して提示する。原文は論文末に添付した。

一条、道光 3 年 10 月にウリヤスタイ將軍・參贊大臣の処から、「所轄アイマグの盟長・副將軍・副盟長・參贊・衆ザサグは己の安樂のみを求め、それぞれの属下

の民の苦しみを知らず、諸事において節約・禁圧することを思わず、厳しく徴税して、一二の者の安楽を尊び、人々の生活を失わせるに至らしめてはならない。これ以後それぞれの任務の案件をよく正し、およその事務にすべて誠実をむねとして、わずかなりとも恣意を含むことなく、多くの属下人等を慈しみ憐れんで、彼等の家畜財産を損ない、余計な酷使を断ち、それぞれの生活を失わせないようにし、良い者は励まし、悪い者は懲らしめ、ハン、王、貝勒、貝子、公、ザサグ・タイジ以下アルバトに至るまで、聖主の重い恩を蒙り安泰に生活する福を享受するようにと、聖主の慈愛の極意に沿うよう皆で務め、衆人の諸事や生活を、すべて己のことと同じように思い処理するべきである。このように命じたからには、多くのハン、王、貝勒、貝子、公、ザサグ・タイジ等・官員で、あいかわらず悪習を改めず、暴露されたものがあれば、必ずや名指しして弾劾し、上奏して解任し、衆人に見せしめとして処罰する」とあったのを、盟長等から永遠に従い行わしめるよう布告した。

一、道光3年、夏時、盟長等より伝達命令した。

四アイマグの駐班事務を承辦する副將軍王のところから、盟長等、將軍、參贊我等と連名で呈し送った文書に、「送る件。最近將軍・參贊大臣のところから命令した文書に、『永遠に従い行わしめる件。軍營の蒙古衙門が呈した。將軍・參贊大臣の命令したところに、最近サイン・ノヤン部盟長王テムチュグジャヴ等の処から呈報してきた（ところによると）、同盟のザサグ・ゴンチュグジャヴ旗のラマ・ゲンドゥン、ラドナ等が貧困に苦しみ、商民から馬1頭盗み、殺して肉を食べない内に逮捕されて連行されてきたのを裁き例に従って流罪とする（とある）。思うに、ゲンドゥン等は借金の返済や騎乗のために盗んだのではなく、貧困に苦しみ、食糧にするために盗んで殺し、禁令を犯したものである。これはすべて所轄アイマグの盟長等、副將軍、參贊、諸ザサグ・タイジ等が普段から禁令を知らしめ厳しく管理せず、良策を講じて養うことなく、それぞれの所属のアルバトを慈しみ、その生計を考慮して訓諭しないために、下々の民は極度に疲弊して飢餓に陥るに至り、随所で盗人と化するに至ったことから生じたものである。

聖主は天下を統治するために、内地に總督・巡撫(注9)を設置し、また知府・知州・知県等の文官を設置し、俸禄を食ませたが、これは、すべて地方を清めて人民を訓育し、それぞれに生計の道を得させ、人命・盜賊案件を起こさせないようにし、訴訟をなくし、それぞれおとなしく、禁令を犯すことなく、安穩に生活するようにとのゆえに設けたものである。また將軍・提督以下の武官(注10)を内地に設置し、俸禄を与えているのは、兵に諸々の射撃の教練をなさしめ、武器を銳利にし、地方を守り、盜賊を掃討し、緊急に備えたものである。

今ハルハの地で主上が恩を施し、各アイマクに盟長・副將軍・副盟長・參贊を設け、また各旗にザサグを置いて、俸禄を食ませているのも、内地の文武の官員を設けたのと異なるところはない。現在四アイマクのハン、王、貝勒、貝子、公、ザサグ・タイジ等は皆聖主の訓育の重恩を蒙り、幸せに暮らしているが、それぞれの任務を遂行し、能力に応じて務め、およそ力の及ぶ限り任務を行い、下々のアルバト等を意をつくして管理し、訓育して、それぞれ生計の道を示し、禁令を犯すことなく、兵は武術を訓練し、盜賊を掃討し、良きに至らしめるならば、聖主の恩に背かなかつたものといえる。これを四アイマクの盟長等に命じ送って、必ずやここに命令したことを仔細に見て、繰り返し明らかにしてこの通りに所属の王、公、ザサグ・タイジ・官員等に伝え布告して、これ以後それぞれの所属のアルバト等を常に治め訓育するよう意に留め、犯罪に走るることなからしめ、もし普段おとなしくしないものがあるならば、ただちに意に留めて調べ、懲らしめ諭して、なんとしても遠くに流浪させないようにし、もし頼る者がなく財産もない貧しい民があれば、壮健な者なら狩猟で生計をたてさせ、狩猟ができないものならば、所轄の王、公、ザサグ・タイジ、官員等が公平に例に従って家畜を供出し、助け養い、流浪するに至らしめないようにするならば、多くの貧しい民は皆とてころを得て、生活することができ、盜賊となる者もおのずから次第に滅り、禁令を犯す者もいなくなる。そうすれば、盜賊の所轄旗も負担がなくなり、衆人は皆生活の道を得て、所轄の王、公、ザサグ等も任務を遂げたということができる。また、およそ任務を命じられた善良な者(注 11)が心をとめて、臣としての任務をつくし、貧しい民をいつくしみ養うならば、天は必ずや福を施し、戸口を盛んにし、家畜を殖やし、大いに豊かにするであろう。もし悪心をおこし、妄りに俸禄を食み、公務を遂行せず、ただ己のみが満腹し、暖をとって、下々のアルバト等の苦しみ凍えるさまに気を留めないならば、天は、必ずや災厄をもたらすであろう。これは、定められた道理であり、所轄盟長等は、一アイマクの衆人の生活するところを得さしめ、訓育して生活させる権限を得た者である。副將軍・參贊は、一アイマクの武芸を訓練し、盜賊を掃討し、地方を清らかにする権限を得た者である。よろしくそれぞれの任務の中の事務に留意し、所属アイマクのザサグ等を指導し、良い者を奨励し、悪い者を懲らしめ、常に意をつくして、諸事にすべて各自のところを得さしめよ。決して要務を担いながら形ばかりつくろってはいならない。

また査するに、盜賊事件で捕縛された罪人の中には、ラマがとくに多い。これは、すべてフレーのホトクト、ラマ等、ザサグ等が黄教を遵奉すること名ばかりで、普段から属下のラマ等をラマとして集め、仏法の教授に努めず、好き勝手に

あちらこちらとさまよい歩き、悪虐な盗賊となるに至らしめたゆえであるので、合わせて命じ布告せよ、と命じた。これゆえに、駐班事務を掌辦する副將軍王チヨグソムジャヴに命じて四アイマグの盟長・副將軍等に伝達させ、多くのザサグ・タイジ、ホトクト等に厳しく訓示して、永遠に従い行わしめよう。このように厳しく命じたからには、再び職務を果たさず、これら上記の悪習を改めないものがいれば、我等の処でこれを知れば、必ずや名指しで弾劾上奏し、厳罰に処することを、あわせて布告し、命じ送る、と呈した。これゆえに命じ送る』と命じた。これを四アイマグの盟長等、副將軍、副盟長、參贊等に一樣に送って、この命令の内容に逐一従い処理させよう。これゆえに呈し送る」と送ってきた。これを將軍貝勒、參贊等に送ったほか、所轄アイマグの多くのザサグ等にひとしく命じ送り、文書の内容を調べ、従い行わしめようと命じた。

道光3年10月の果勒豊阿の布告は、ハルハ四部の盟長・副將軍・副盟長・參贊及びザサグに対して、彼等が節約・抑止をなさず安逸に耽って、属下を酷使取奪することを禁じ、違反者は弾劾上奏して懲治すると述べる。

道光3年夏の変顛の布告は、軍営理藩院→將軍・參贊大臣→ハルハ四部駐班処→各盟長→盟内各旗の順序で送達されていることから、布告が將軍衙門で起案・作成されたもので、道光帝が直接関与したものではないことが伺われる(注12)。内容は、以下の五部分に分けられる。

- ①布告発布のきっかけ。ここでは、本布告の契機となったサインノヤン部ザサグ・ゴンチュグジャヴ旗のラマ・ゲンドゥン、ラドナによる漢人商人からの馬の窃盗事件への言及がなされ、窃盗の原因がゲンドゥン等の貧困にあり、かかる民の極度の疲弊・飢餓による窃盗事件の発生は、盟長・副將軍・參贊・ザサグの日常の属民管理の不備に起因するとする。
- ②内地の総督・巡撫や、知府・知州・知県等地方官が民生安定と犯罪発生の防止を任務とし、將軍・提督以下の武官は兵員の訓練と武器整備、治安維持を任務とすることが指摘され、盟長・副將軍・副盟長・參贊・ザサグの設置目的も内地官員と同様であるとする。
- ③ハルハの王公に属下の管理と養育、犯罪防止、犯罪者搜索と懲罰、流浪の防止を求め、貧民に狩猟で生計を立てさせることや、貧民扶養のための王公台吉官員からの家畜供出を命じ、公務の怠慢と属下の窮乏への無関心には天が災厄をもたらすと警告する。民の養育を任務とする盟長と武芸の訓練と治安維持を任務とする副將軍・參贊がそれぞれの任務遂行に留意し、勸善懲惡をなすことが命じられる。
- ④犯罪者にラマが多いことが指摘され、フレーのホトクトやザサグが仏法の教授に努めない結果であるとする。
- ⑤布告に従わないザサグ等に対しては、弾劾上奏し、厳罰をもって臨むことが強調される。

このように変顛の布告は、盟長以下ザサグに至る王公の属民管理の怠慢や、武備の廢弛を、民の窮乏とそれによる窃盗や人命に関わる犯罪の発生の原因とするのである。

第二章 道光初年の察吏安民政策

第一節 道光初期の政策展開

嘉慶 25 (1820) 年 8 月、38 歳で即位した道光帝が、即位当初から吏治の腐敗と軍備の廢弛に積極的な改革を試みた皇帝であったことは、評価に違いはあっても、通史や道光帝伝の均しく指摘するところである[馮士鉢・于伯銘 1992][孫文範・馮士鉢・于伯銘 1993][張玉田・鄂世鏞 1995][喻松青・張小林 1991][李治亭 2002]。本章では、即位から布告文が發布された道光 3 年夏頃までの道光帝の政策を跡づけ、この布告文を政策展開の過程の中に位置づけたい。

帝は、道光 3 年 4 月、直隸總督蔣攸銛の着任報告に対して、次のような論旨を降した。

至於任内諸事、面諭已詳。卿之材力、朕深可信。隨時認真辦理。凡察吏・安民・修武備・平獄訟諸大端、尤當注意焉。勉之又勉。朕有厚望也(注 13)。

帝による改革の内容は、「察吏・安民・修武備・平獄訟諸大端」という言葉に要約されている。「察吏」とは、苛斂誅求や虧空(公金の横領)を事とする地方官や老齢で執務能力の無い官員の弾劾と有能な官員の推挙による肅清を通じて「安民」すなわち民生の安定を図るものである。「修武備」は八旗・綠營の武官に対して武器の整備や兵員の訓練の徹底、治安維持を求めるものである。「平獄訟」とは、吏治の腐敗に伴い頻発する訴訟案件審理や犯罪捜査・判決の公正確保と迅速化を求めるものである。

【察吏安民】「察吏安民」政策は、そもそも地方官、特に府庁州縣による陋規収奪の制限を目的とした。道光帝は即位後まもない 9 月 11 日、軍機大臣英和の献策により、直省の各督撫に対して、「所属の陋規を將て、逐一清查し、応に存するべき者は存し、応に革めるべき者は革める」ことを命じた(注 14)。陋規とは州縣の行政費用不足を補うために行われる正項外の税徴収で、民の苦累と窮乏の原因となっていた[岩井茂樹 1992][岩見宏 1957][山本進 1996]。11 月 2 日には直隸の差使経費不足を口実とした州縣による倍を加えての派斂を禁止している(注 15)。ただ陋規調査命令は同年 12 月に礼部尚書汪廷珍、吏部左侍郎湯金釗、右春坊右庶子陳官俊、直隸總督方受疇、兩江總督孫玉庭、四川總督蔣攸銛等の諫止で撤回された(注 16)。

10 月 12 日には捐官による任官者の勤務状況評価が命令され(注 17)、翌年正月には安徽巡撫李鴻賓、浙江巡撫帥承瀛及び山東省に虧空調査と責任者弾劾が命令された(注 18)。一方で嘉慶 25 年 9 月、直省督撫に対して「所有の兩司、道府州県、以て營伍の員弁に及ぶの内、如し実在の才徳兼ね優れ、認真もて辦事する者有れば、切実の考語を出具して密摺もて保奏せよ」との命が下された(注 19)。帝は李鴻賓に対して、「暴を戢(おさ)め良を安んじ、賢を擧げて不肖を黜するに至っては、尤も封疆の大吏の専責に係る」と指示している(注 20)。また道光元年 5 月 12 日には直隸總督方受疇に対して「浮糜(浪費)を刪去」し、州縣の「少派」に努め、「民の力を愛惜」するとともに、「如し不肖の州縣、差に借りて浮派し民を病しめ己を肥やす者有れば、立即に嚴參懲辦」するよう命じた(注 21)。また道光元年 9 月 14 日にも道光帝は、

國家爲民設官、自督撫以至州縣、皆以教養黎元爲責。能使民安居樂業、不受追呼之

擾、不罹刑罰之冤、即可漸臻上理。乃近日地方官、實心愛民者少。其貪酷之吏、則任胥役爲爪牙、視斯民如魚肉、以致佐雜微員、亦復擅受民詞、濫差橫索、逮至釀成命案。州縣先從而袒護、上司復加以瞻徇、抑勒彌縫、草菅人命。

と「貪酷の吏」による「濫差横索」の横行が「命案を釀成」していることを指摘し、「苛虐を肆にする者」を弾劾して処罰することで、「吏治清まりて民生は遂げられ」と述べている(注 22)。また、道光 2 年閏 3 月にも、新任の直隸総督顔頤検に対して、「然るに大端は總べて察吏安民に在り」と、地方行政における「察吏安民」の關鍵たることを強調している(注 23)。同様の論旨はその後も繰り返された。道光 3 年 2 月には湖広総督李鴻賓に対して「隨時心を察訪に留め、如し殃民の吏有れば、斷じて瞻徇將就して稍かも見好の心を存する可からず。必ず當に立即奏聞すべし。應に斥けるべき者は之を斥け、應に調すべき者は之を調さん。務めて官は愛民を知り、民は敬官を知るを要とす。」とさとし(注 24)、同年 7 月には督撫が凡庸な官吏を京職に改補せんことを求めることを禁止して、「國家、官を設け職を分かつや、内外並び重んず。外省道府州県等の官は、固より察吏安民の責有り。在京の各部院の司員は、外省奏咨の事件を綜覈す。政務は殷繁なり。亦た須べからく明幹にして勤慎たるべけんば、方に治理に資せん。」と述べている(注 25)。道光 3 年 12 月には、京察の実施に当たって「衰庸の各員」を厳格に審査し、休致せしめるよう命じている(注 26)。

道光 2 年 4 月には、綠營の官兵及び八旗の參領以下の諸官について老齡に達した者の去留を分別することを命じ(注 27)、また道光元年正月には、イリ將軍慶祥に「凡そ都統參贊以下の廉能なる者」、「貧劣なる者」の上聞を求め、辺疆に勤務する官員をも「察吏」の対象としている(注 28)。また道光 2 年 4 月～5 月には「軍政章程」を擬呈し、八旗の旗丁中 65 歳以上の高齢者の淘汰が指示され、章程が定められている(注 29)。

【平獄訟】貪欲な官吏の横行は、訴訟の頻発を招いたが、地方官は難を恐れて訴訟処理を遅滞させていた。帝は道光元年 10 月、漕運總督李鴻賓に対して、「一切の控案、若し隨時審結せずんば、地方官の司る所は何事ぞ。即ち或いは速結する能わざるところの案有るとも、斷じて數百の案件盡く皆是くの若きに至らず。總べて積習未だ除かれざるにより、因循性と成り、難を畏れて苟安し、全く公事を以て重しと為さざるは、深く憤恨に堪う。」(注 30)と述べ、地方官の訴訟処理遅滞の責任を問うている。また民間の訴訟において、州縣官による審理の不公正から上告が絶えず、督撫はこれを州縣に差し戻して再審理させるために、民が上京して控訴に及ぶことを指摘し、公正な審理を督撫に求めている(注 31)。

このように、道光帝の「察吏安民」政策は、民間の窮乏の原因を地方官による苛斂誅求・陋規収奪や公金横領に求め、督撫による不法な官員の弾劾と有能な官員の推挙登用及び訴訟処理の迅速化・公正化によって民生の安定を図ろうとしたものである。

【修武備】一方犯罪の頻発に対しては、各營の弁兵の訓練と武器整備によって治安維持能力を高めようとした。帝は、道光元年 10 月の「内外旗營の訓練を整飭せんことを命」じた諭旨におい

て、民を守るべき將兵が「安逸に耽り、竟に操練を以て事と為さず」、上司も「察査を加え」ず、軍紀が「廢弛」しているので、各督撫提鎮に「隨時認真もて操練し、之をして技藝に嫻習せしめ、悉く用いる可きところの兵と成し、以て營伍に飭して而して巡防を重んぜよ」という嘉慶帝の諭旨を引用し、また清朝草創期からの軍功を列挙しつつ、「近日の風氣、亦た從前に逮ばざる」ことを指摘した上で、各省の將軍督撫提鎮等に、「嗣後必ずや應に力めて積習を返め、意を加えて訓練し、情面を破除し、舉黜は公平なるべし」と命じ、かつ「常操の外に、毎日應に如何に操練すべきかの處」を定擬・上奏させた(注 32)。

これに依えて、同年 11 月 24 日に宣化鎮總兵海凌阿が操演章程を具申し、以後道光 2 年 10 月までに、陝西固原提督楊遇春、浙江巡撫帥承瀛、黒龍江將軍奕顯、吉林將軍富俊、直隸總督顔檢、福建陸路提督許文謨、広州將軍孟住、貴州巡撫明山、鮑友智、広東巡撫嵩孚、周長安、ヤルカンド辦事大臣穆通阿、陝甘總督長齡、黒龍江將軍松霖から操練章程が提出されている(表参照)。以上の各地武官からの操練章程提出情況から、この政策が、少なくともこの時点では直省及び各地の八旗駐防・綠營を対象としており、外藩ザサグ旗を対象とした「操練章程」提出は見いだせない事実を指摘しておきたい。

表：操練章程提出者

年月日	覆奏者	役職	対象地域	典拠
道元 11.辛未 24	海凌阿	宣化鎮總兵	宣化鎮	聖訓 25、武功、1 下～2 上
道元 12.己卯 3	楊芳	直隸提督	直隸	聖訓 25、武功、2 上
道元 12.戊戌 22	富蘭	察哈爾都統	チャハル八旗	実録 27、42 上～下、聖訓 25、武功 9、
道元 12.癸卯 27	楊遇春	陝西固原提督	陝西固原	実録 27、42 上～下
道 2.1.庚午 24	帥承瀛	浙江巡撫	浙江	実録 28、25 下
道 2.2.戊子 12	奕顯	黒龍江將軍	黒龍江	実録 29、20 下～21 下、聖訓 25、武功 9、2 上
道 2.2.壬辰 16	富俊	吉林將軍	吉林	実録 30、3 下～4 上、聖訓 25、武功 9、2 上～下
道 2.2.辛丑 25	顔檢	直隸總督	直隸	実録 30、14 上～下
道 2.3.乙丑 20	許文謨	福建陸路提督	福建陸路營	実録 31、29 上～下
道 2.3.戊辰 23	孟住	広州將軍	広州	実録 31、29 下～30 下
道 2.3.辛未 26	明山	貴州巡撫	貴州	実録 31、33 下～34 下
道 2.3.癸酉 28	鮑友智	(不明)	(不明)	実録 31、36 上～37 下
道 2.閏 3.丙子 1	嵩孚	広東巡撫	広東	実録 32、1 上～2 下、聖訓

				25、武功 9、2 下
道 2.閏 3.丁酉 22	周長安	(不明)	(不明)	実録 32、32 下～33 上
道 2.4.丁巳 13	穆通阿	葉爾羌辦事大臣	葉爾羌駐防	実録 33、27 下～28 上
道 2.7.壬辰 20	長齡	陝甘総督	陝西・甘肅	実録 38、30 下
道 2.10.壬寅 1	松綵	黒龍江將軍	黒龍江	実録 42、2 下～4 上、聖訓 25、武功、2 下～3 上

第二節 道光帝の政策と布告文

以上のような道光帝の「察吏安民」政策の展開を見る時、道光 3 年夏の変顛の布告が、その文脈において発布されていることは明らかである。布告が、

聖主は天下を統治するために、内地に総督・巡撫を設置し、また知府・知州・知県等の文官を設置し、俸禄を食ませたが、これは、すべて地方を清めて人民を訓育して、それぞれ生計の道を得させ、人命・盗賊案件を起こさせないようにし、訴訟をなくし、それぞれおとなしく、禁令を犯すことなく、安穩に生活するようにとのゆえに設けたものである。

と、「國家民の為に官を設け、督撫より以て州縣に至る、皆黎元を教養するを以て責と為す。能く民をして安居樂業し、追呼の擾を受けず、刑罰の冤に罹らざらしめれば、即ち漸く上理に臻る可し」という道光元年 9 月 14 日の論旨と同趣旨のことを述べた上で、

今ハルハの地で主上が恩を施し、各アイマクに盟長・副將軍・副盟長・参贊を設け、また各旗にザサグを置いて、俸禄を食ませているのも、内地の文武の官員を設けたのと異なるところはない。

とするのは、ハルハ王公が内地官員同様安民の責を負うことを宣したものである。そして、所轄盟長等は、一アイマクの衆人の生活するところを得さしめ、訓育して生活させる権限を得た者である。副將軍・参贊は、一アイマクの武芸を訓練し、盗賊を掃討し、地方を清らかにする権限を得た者である。よろしくそれぞれの任務の中の事務に留意し、所属アイマクのザサグ等を指導し、良い者を奨励し、悪い者を懲らしめ、常に意をつくして、諸事にすべて各自のところを得さしめよ。決して要務を担いながら形ばかりつくろってはいはならない。

とするのは、正副盟長には民生の安定、軍官たる副將軍・参贊には治安維持の任務遂行と、武備の維持管理を訓令し、かつ管下のザサグに対する監督を求めたものといえる。また道光期に限らぬ決まり文句とはいえ、

このように厳しく命じたからには、再び職務を果たさず、これら上記の悪習を改めないものがいれば、我等の処でこれを知れば、必ずや名指しで弾劾上奏し、厳罰に処することを、あわせて布告し、命じ送る

と結ぶのも、王公といえども「察吏」の対象たりうることを警告したものである。

このように、道光3年夏のウリヤスタイ將軍奕顥の布告は、道光帝の「察吏安民」政策の流れの中で発布されたものと言える。奕顥は、モンゴルの盟長・副將軍等に直省の督撫や州縣官・將軍・提督同様の位置づけを与え、「察吏安民」と武備の整備を求めたのである。特依順保や奕顥によるサインノヤン部盟長テムチョグジャヴ等の弾劾上奏の嫌疑も「公務を玩視」し、「差使を規避」して「並び未だ賊を將て拏獲せざる」盟長等の「疏懈」を責めるものであった(注33)。また道光元年5月には、ホルチンのダルハン親王ブヤンオンドラフが地畝開墾審理で欽差大臣からの召喚を無視し、「旗務を以て事と為さざるに係」と弾劾され、ザサグ解任と罰俸三年に処されたのも同様の流れの中でのことである(注34)。

しかし道光3年時点で帝自身が「察吏安民」政策の外藩モンゴルへの適用を意図していたかは明らかではない。少なくとも『実録』や『聖訓』の記事を見る限り、「直省」や辺疆駐防官の属僚が対象とされている。そもそも外藩ザサグ旗には、陋規の前提となる正項の税額や養廉制度は存在しないから、官員の科派差徭といってもその厳格な定義は望み得ない。奕顥は盟長・副將軍等を内地の督撫同様の責に任ずるとする「読みかえ」を行っているが、その監督対象となる世襲王公は督撫のような権限の比較的確な官員ではない。従って旗民の訓育といったより精神的・抽象的な指示に止まっているように思われる。実際、サインノヤン部盟長等やブヤンオンドラフの弾劾に際しても、直ちに外藩全域に「察吏」が発動された形跡はみられない。一方犯罪者の捕縛や軍備充実は、盟旗本来の任務であるが、やはりこの時点では、ザサグ旗兵に関して操練章程が提出された例はない。ここから、道光3年時点で道光帝が外藩王公を表だつて「察吏安民」政策の対象としたとは考えにくく、むしろ駐防官レベルで抽象的な訓示が行われたに止まったように思われる(注35)。

結 語

道光3年のウリヤスタイ將軍による布告が、19世紀のハルハ王公による一群の布告文発布の端緒となったとするナツアグドルジ氏の指摘は、ハルハ王公の布告と清朝の統治政策との関わりの如何という問題を浮上させる。本稿ではこの問題解明の糸口として、まずウリヤスタイ將軍による布告の内容を、道光初期の政策展開の中に位置づけることを試みた。その結果、奕顥の布告は、道光帝の「察吏安民」政策の流れの中で奕顥自身によって起案、布告されたものであるが、発布に帝の直接の関与は何われないこと、「察吏」政策の根幹とも言うべき陋規や虧欠対策は外藩モンゴルでは制度上問題とはなりえず、奕顥の布告においてはむしろ抽象的な「安民」や治安維持・軍備に重点を置いたものだったこと、またこの道光3年の時点で、帝がその政策をハルハないしは外藩全体に適用しようとした形跡は見いだせないことを述べた。清朝の駐防官としての奕顥の布告に帝の政策が反映されていること自体は怪しむに足りない。しかしその後のハルハ王公による布告についても、清朝当局の政策との関わりにおいて検討を行う必要があると思われる。今後

の課題として提示し、ひとまず筆をおくこととする。

注

- (1) この档冊の存在は、モンゴル国立教育大学社会科学部の L.アルタンザヤ氏のご教示により知り得た。氏に感謝申し上げる。
- (2) 『宣宗実録』卷 53、25 上、同日條。
- (3) 『宣宗実録』卷 77、21 下～22 上、同日條。
- (4) 第一歴史档案馆所蔵満文档案目録を見ると、道光 3 年 7 月 10 日に「定辺左副將軍奕顯奏准卸任返京而謝恩摺」が見えるものの、同年 9 月 4 日に「定辺左副將軍奕顯奏卸任返京摺」と「定辺左副將軍果勒豐阿奏到任日期摺」が見えることから、実際の奕顯の離任と果勒豐阿の接任は 9 月初めのことと考えられる。中国第一歴史档案馆他編『清代辺疆満文档案目録』広西師範大学出版社、1999 年、第五冊、721～722 頁。
- (5) 李桓輯『国朝耆献類微初編』卷 112、卿貳 72。『愛新覺羅宗譜』2、甲二、学苑出版社、513～516 頁。
- (6) 『愛新覺羅宗譜』6、乙二、北京、外苑出版社、1998 年、2946 頁。
- (7) 『宣宗実録』卷 55、16 上～17 上、道光 3 年 7 月己丑 (23 日) 條。テムチョグジャヴ (*demčuyjab* 徳木楚克扎布) は、サインノヤン部右翼右後旗ザサグ多羅郡王 (在職：乾隆 53 [1788] ～道光 11 [1831] 年)、副將軍郡王チョグソムジャヴ (*čuysumjab* 綽克索木扎布) は同部中右旗ザサグ多羅郡王 (在職：嘉慶 20 [1815] ～道光 11 [1831] 年)、参贊貝勒ゴンチョグジャヴ (*γongčuyjab* 貢楚克扎布) は同部中左旗ザサグ多羅貝勒 (在職：嘉慶 22 [1817] ～道光 25 [1845] 年)。
- (8) 『宣宗実録』卷 5、20 下～21 下、嘉慶 25 年 9 月癸未 (30 日) 條。扎薩克ゴンチョグジャヴ (*γongčuyjab* 貢楚克扎布) は同部右翼左末旗ザサグ頭等タイジ (在職：嘉慶 6 [1801] ～道光 27 [1847] 年)、ゴムボドルジ (*γombudorji* 棍布多爾濟) は同部中後末旗ザサグ頭等タイジ (在職：嘉慶 10 [1805] ～道光 30 [1850] 年)。
- (9) 総督は *bügüde-yi jakirqu sayid*、巡撫は *čaydan jasaqu sayid* となっている。『五体清文鑑』では総督は *bügüde-yi jakiryučü sayid*、巡撫は *čaydan jokiyayči sayid* である。
- (10) 將軍、提督。將軍は *jangjun*、提督は *dayičilan jakirqu sayid*。
- (11) 善良な者 *sayin arad*。ここでは旗内で役職に任じられた者を言っている。
- (12) 本档冊の記事は、年代順に列べられているが、この布告文の部分のみは、道光 3 年 10 月の果勒豐阿の布告が先に記され、その後に奕顯の布告が記されており、果勒豐阿が奕顯の布告を再度各盟に通知したのかもしれない。なお本布告がホヴドの諸旗などウリヤスタイ將軍管下の他の諸盟旗にも通知されたかどうかは不明である。軍管理藩院とは、撰者不明の『烏里雅蘇台志略』及び奕湘撰『定辺紀略』に軍營に設置されていた衙門として内閣衙門・戸部衙

門・兵部衙門と並んで見え、「專管内外蒙古事件、審理命盜詞訟刑名兼管駝馬牛羊四項牲畜」(『烏里雅蘇台志略』)を職掌としていた。布告文では *čereg-ün küriyen-ü mongγul jürγan* とある。

- (13) 『宣宗実録』卷 51、26 下～27 上、道光 3 年 4 月戊午 (19 日) 條。
- (14) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 1、聖徳、1 上、『宣宗実録』卷 4、18 下～20 上、嘉慶 25 年 9 月甲子 (11 日) 條。
- (15) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 29、愛民、1 下、『宣宗実録』卷 8、3 上～5 上、嘉慶 25 年 11 月乙卯 (2 日) 條。
- (16) 『宣宗実録』卷 10、25 上～27 上、嘉慶 25 年 12 月乙未 (13 日) 條。
- (17) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 32、察吏、1 上、嘉慶 25 年 10 月乙未 (12 日) 條。
- (18) 『宣宗実録』卷 12、29 上～30 上、道光元年正月壬申 (20 日) 條、『宣宗実録』卷 12、30 上～下、同日條、同、30 下～31 下、同日條。
- (19) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 32、察吏、1 上、嘉慶 25 年庚辰 9 月己卯 (26 日) 條、『宣宗実録』卷 5、14 下～15 上、同日條。
- (20) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 52、訓臣工、2 下、道光元年 3 月庚辰 (30 日) 條、『宣宗実録』卷 15、27 下～28 上、是月條。
- (21) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 29、愛民、2 下、道光元年 5 月辛酉 (12 日) 條、『宣宗実録』卷 18、17 上～下、同日條。
- (22) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 29、愛民、4 上、道光元年 9 月辛酉 (14 日) 條、『宣宗実録』卷 23、18 上～19 上、同日條。
- (23) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 52、訓臣工、6 上、道光 2 年閏 3 月庚辰 (5 日) 條、『宣宗実録』卷 32、10 下、同日條。
- (24) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 53、訓臣工、1 上～下、道光 3 年 2 月戊申 (8 日) 條、『宣宗実録』卷 49、8 上～下、同日條。
- (25) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 32、察吏、4 下、道光 3 年 7 月壬辰 (26 日) 條、『宣宗実録』卷 55、21 下～22 下、同日條。
- (26) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 32、察吏、4 下～5 上、道光 3 年 12 月乙卯 (21 日) 條、『宣宗実録』卷 63、9 上～11 上、同日條。
- (27) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 58、勵將士、1 上、道光 2 年 4 月壬戌 (18 日) 條、『宣宗実録』卷 34、6 上～7 下、同日條。
- (28) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 52、訓臣工、2 上、道光元年正月丁巳 (5 日) 條、『宣宗実録』卷 12、2 下～4 上、同日條。
- (29) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 58、勵將士、1 上、『宣宗実録』卷 34、6 上～7 下、道光 2 年 4 月壬戌 (18 日) 條、同卷 35、2 上～3 上、道光 2 年 5 月乙亥 (2 日) 條。

- (30) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 52、訓臣工、4 上、道光元年 10 月辛巳（4 日）條、『宣宗実録』卷 24、6 上～下、同日條。
- (31) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 29、愛民、4 上～下、道光 2 年 2 月庚子（24 日）條、『宣宗実録』卷 30、11 下～13 上、同日條。
- (32) 『宣宗成皇帝聖訓』卷 25、武功、1 上～下、道光元年 10 月辛丑（24 日）條、『宣宗実録』卷 25、11 上～13 下、同日條。
- (33) 『宣宗実録』卷 5、20 下～21 下、嘉慶 25 年 9 月癸未（30 日）條、『宣宗実録』卷 55、16 上～17 上、道光 3 年 7 月己丑（23 日）條。
- (34) 『宣宗実録』卷 18、13 上～下、道光元年 5 月辛酉（12 日）條。
- (35) モンゴル側の年代記には、事務処理の迅速化について道光 13（1833）年に諭旨が下されたことが見え、また軍備の充実に関わっては、道光 8（1828）年の諭旨が引用されている。kaldan: erdeni-yin erike kemekü teüke bolai. Monumenta historica Tomus III, Fasc. 1, Улаанбаатар, 1960. 160 тал. 158-159 тал. 後者は、回疆駐防官兵の兵員訓練を命じて「通諭」された諭旨であるが、駐防官兵を対象としており、ザサグ旗兵への言及は見られない。『宣宗実録』卷 137、29 上～30 上、道光 8 年 6 月乙酉（17 日）條、『聖訓』卷 25、武功、5 下～6 上、同日條。

布告文テキスト

(6a) nigen jüil, törü gereltü-yin γurbaduγar on, arban saradu uliyasutai-yin / jangjun kebei ambas-un γajarača, qariyatu ayimaγ-un čiyulγan-u daruγ-a / tusalayči jangjun ded da kebei olan jasay-ud γayčakü öbersed-ün / amur jabsiyan-i erejü öber öberün douradu albatu-yin jobaqu jüdekü-i / medekü ügei, olan-u eldeb-tür arabilaqu qoriγlaqu-i boduqu ügei, / ongča tataburlaγu nigen qoyar kümün-ü amuraqu jirγaγu-i erkim / bolγaγu olan-u aju törükü-i aldayaγulqu-du kürügüljü bolqu / ügei, egünče öber öberün tusqayсан tusiyal-un kereg-i / sayiqan siluγudqan aliba keregtür čöm siduryu-i bariju öčükен ču / joriγ-iyar sanay-a ayulaqu ügei bolju, olan albatu nar-i / qayirlan örüsüejü, tedен-ü körüngge mal-i qokiruγdayulun ilegüü / keriglekü jüil-i qasuγu tus tus-un aju törükü-i aldayaγu / ügei bolγan, sayin anu-i kögǰigülün, maγu anu-i jalqayan / qan wang beyile beyise güng jasay tayji-ača darayalan / albatu-dur kürtel-e / boyda ejen-ü kündü kisig-i kürtejü, amur jirγalang-iyar aju törükü / (6b) buyan-i küliyetügei kemegsen / boyda-yin ileduн örüsüyekü tuyil-un tayalal-luγ-a neyilegülün bügüdeger / kičiyejü, olan-u eldeb kereg aju törükü-i čöm öber-ün / kerigtür adiladqan boduγu sidkebesü jokimui, eyin kü tusiyaysan-u qoyin-a olan qan wang, beyile beyise güng jasay tayji nar / tüssimed, basakü maγu surtal-i qalaqu ügei bayju nočuγdaqu / anu bui abasu, erkeügei ner-e jirγaγu buruyusiyar / ayiladqayad bayilγaγu olan-dur čegerrel üjegülün yalalamui kemegsen-i / da narača egüüride dayaγu yabuγulura jarlaγi,

nigen jüil, törü gereltü-yin γurbaduγar on, jun-u čay, čiyulγan-u / daruγ-a narača ulamjilan tusiyaysan

anu, dörben ayımay-un jısiyan-u kereg-i / küliyen sidkikü tusalaγçı jangjūn wang-un γaγarača, čiγulγan-u daruγ-a nar / jangjūn kebei man-u ner-e qamtu ergün ilegegsen bičigtür, yabuγulqu-yin / učir, mönügen jangjūn kebei ambas-un γaγarača tusiyaysan bičigtür, egüüride / daγaju yabuγulqu-yin uçar, čereg-ün küriyen-ü mongγul jūryan-u / ergügsen anu, jangjūn kebei ambas-un tusiyaysan anu, mönügen sayin noyan / (7a) ayımay-un čiγulγan-u daruγ-a wang damčuyjab narun γaγarača ergün medegüljü irigsen, / tus ayımay-un jasay γongčuyjab-yin qosiyun-u lama gengdün, radn-a nar / yadaγuu jüdegüü-dür čiquldaju mayima irgen-eče nige mori qolaγuγu / abačiγad alaγu miq-a-i niγuγu idegedüi-dür darui bariγdayad kürgejü irigsen-i / sigüged qauli yosuγar čölümüi, kinabasu gengdün nar yerü öri tölükü / esebesü unuqu uçar-a, qolaγuγsan anu busu yadaγuu-dur čiquldaju idekü / uçar-a qolaγun alayad, čaγaja-i qaldaγsan ene čöm qariyatu ayımay-un / čiγulγan-u daruγ-a nar, tusalaγçı jangjūn kebei olan jasay tayijinar eng-ün / uçar čaγaja-i uqayulju čingdalan jakirγusan ügei sayin-i-iyer aryačayan / tejigekü ügei, öber öberün qariyatu albatu arad-i örüsien tegünü aju / törükü töb-i kinan boduγu kümüjigüljü surγaysan ügei uçar-tur douraki / albatu nar jüdekü ölbereküi-yin tuyil-dur kürüged, sayi jüg jüg-iyer / qulaγai bolun yabuqui-dur kürgegsen-eče törügsen anu, / boγda ejen tngri-yin douraki-i ilben jasaqu uçar-a, dotuγadu γajartur, bügüde-i / jakirqu sayid, čaydan jasaqu sayid talbiγsan böged, basa fu, jeo / hiyan-i medegči-yin jerge bičig-ün tüsimel bayıγulju pünglü idegülügsen anu, / (7b) čöm γajar orun-i ariγun bolγaju olan irgen-ü kümüjigülün surγaju öber / öberün aju törükü töb-i olγayulju kümün-ü ami qulaγai qudal-un / kereg degdegülkü ügei, jaryu jaliqai ügei bolγaju tus tus keb-i sakiγu / čaγaja-i qaldaqu ügei engke amur-iyar aju törütügei kemekü uçar-a, / bayıγuljuqui, basa dotuγadu γajar-tur jangjūn dayičilan jakirqu sayid-ača / darayalan čereg-ün tüsimel bayıγulju pünglü idegülügsen anu, čereg-ün arad-un / eldeb qarbuqu namnaqu er-e-yin erdem-i bolbasurayulun jebseg jer-i / sildeg qurča bolγaju γajar orun-i qamγalan qulaγai qudal-i arilγan / türgen tögükei-dür beledkegsen anu edüge qalq-a-yin γajar-tur / ejen kisig kürtegejü öber öberün ayımay-tur čiγulγan-u daruγ-a, tusalaγçı / jangjūn, ded čiγulγan-u daruγ-a kebei talbiju, basa öber öberün / qosiyun-dur jasay talbiju pünglü idegülügsen anu, mön dotuγadu γajarun / bičig-ün čereg-ün tüsimel bayıγulγusan-ača öber ügei, odu-a dörben / ayımay-un qan wang beyile beyise güng jasay tayiji nar čöm / boγda ejen-ü kümüjigülün tejigegsen / kündü kisig-i küliyejü jirγan sayuqu-dur mön öber öberün tusiyaysan / (8a) tusiyal-i güiçedken čidaqu-yin činegeber jidkün aliba kiri dotur-a kereg-i / kereg bolγan douradu albatu nar-i sanay-a güiçedken quriamjilan jakirču / kümüjigülün tejigejü öber öberün aju törükü töb-i uqayulun, čaγaja-i / qaldaqu ugei čereg-ün arad bolbasu ere-yin erdem-i bolbasurayulun / qulaγai qudal-i arilγan sayin-dur kürgebesü sayi / ejen-ü kisig-i ütegerkegsen ügei kemebesü bolumui. egüni dörben ayımay-un / čiγulγan-u daruγ-a nar-tur tusiyan yabuγuluγad, erke ügei ene tusiyaysan / yabudal-i naribčılan kinaγu eregečegülün todurqayılaγu ene yosuγar ulamjilan / olan qariyatu wang, güng, jasay tayiji tüsimed nar-tur neyiteber tusiyan / uqayulju egüeče uruγsi öber öberün qariyatu albatu nar-i čay büri / sanay-a üldegejü quriamjilan kümüjigülün tejigejü ergüü qour-tur unayaqu / ügei bolγan,

kerebe eng-ün uçar-i sakiqu ügei, anu bui abasu darui sanay-a / üldegen bayiçayaju, jalqayan suryaju kerkebe kemen qolçilan yarçu kerün / yabuyluqu ügei bolyan, kerebe túsikü çajar ügei körüngge ügei, ügegüü / yadauu arad bui abasu ere sayin anu-i qarbut görügeçilegülin ami / uljiylu görüçilen çidaqu ügei anu bui abasu qariyatu wang, güng / (8b) jasad, tayji túsimed nar neyigemçilen qauli yosuyar mal çaryaju tusalan tejiçejü / kerün yabuqu-dur kürgekü ügei bolqul-a, olan yadauu arad çöm tus yabudal-i / olju amin uljaju çidayad, qulayai bolun yabuqu kümün tere öberiyen / ulam ulam-iyar çögen bolju çayaja qauli-i qaldaqu anu ügei boluysan qoyin-a, / qulayai-yin qariyatu qosiyu mön çirügdekü ügei bolju olan çöm aju törükü / yabudal-i oluyad qariyatu wang, güng jasad nar mön tusiyal-i bütügegsen / kemebesü bolumui, jiçi aliba tusiyal tusiyaysan sayin arad sedkel ayulaju / sayid-un kereg-i kereg bolyan yadauu arad-i örüsüen tejiçebesü tngri / erke ügei buyan kürteçejü erüke ama-i kögigülün, mal-i degigülün yeke bayan-dur / kürgemüi, kerebe mayu sedkel ayulaju demile püngliü iden alban-u kereg-i kereg / bolyaqu ügei, çayçakü biy-e çadtal-a iden dulağan-i emüsçü दौरаду albatu narun / jüdekü dayaraq-u oγtu qamiy-a ügei bolbasu tngri erke ügei jobulang çamsiy / kürgemüi, ene bolbasu toγtayaysan jüi, qariyatu çiyulğan-u daruy-a nar / bolbasu nigen ayimay-un olan arad-un aju törükü çajar-i oγayulju / eldeb kümüjigülün tejiçekü aju törükü-yin erke-i küliyegsen kümün, tusalayçi / çangjun kebei bolbasu nigen ayimay-un çereg-ün erdem-i bolbasurayulun, qulayai / (9a) qudal-i arilğan çajar orun-i ariyun bolyaqu erke-i küliyegsen kümün, / jüi inü öber öberün tusiyal-un doturaki kereg-i kinaju, qariyatu ayimay-un / çasad nar-i udariddün suryaju, sayin anu-i kökegülin mayu anu-i / çalqayan çay büri sanay-a güiçedkeçü eldeb yabudal-i çöm öber öberün / keb-i oγayultuyai, kerkebe kemen çiqula tusiyal-i küliyeçü toγ-a kijü sayubasu / bolqu ügei, jiçi bayiçayabasu qulayai qudal-un kerigtür bariçdayasan yalatu / kümün-ü dotur-a lamanar neng ülemji, ene bolbasu çöm küriyen-ü qutuγtu / lamanar çasad nar çara-yin çajin kündilegsen ner-e büküi atal-a, eng-ün uçar-a, / दौरаду lamanar-i lama bolyaçu yerü çuylayulun nom suryaqu-i simtekü ügei / tegünü çoriç-iyar çajar çajar-tur kerün yabuyluγad, sayi mayu samayun qulayai / bolun yabuqu-dur kürgegsen-ü tulada, qamtubar tusiyay uqayultuyai, kemen / tusiyajuqi, eyimü-yin tulada egüni çisiyan-u kereg-i küliyen sidkekü tusalayçi / çangjun wang çoysumçab-tur tusiyaju ulamçilan dörben ayimay-un çiyulğan-u / daruy-a, tusalayçi çangjun nar-tur yabuyluγad, olan çasad tayji, qutuγtu / nar-tur çingdalan suryaju uqayuluyad, egüüride dayaju yabuyluy-a, eyimü / çingdalan tusiyaysan-u qoyin-a basakü kereg bolyaqu ügei ene çerge temdeglegsen / (9b) mayu surtayal-i qalaqu ügei anu bui abasu, biden-ü çajar-tur / noçuydayasan qoyin-a, erke ügei ner-e çiyar buruyusiyan / ayiladqaçu kündüte yal-a kikü yabudal-i qamtubar uqayulju tusiyay yabuyluy-a / kememüi kemen ergüçüküi, egünü tula tusiyay ilegebe, kemen tusiyaysan egüni / dörben ayimay-un çiyulğan-u daruy-a nar, tusalayçi çangjun ded çiyulğan-u / daruy-a kebei ten-dür nigen adili yabuyluγad, uy tusiyaysan kereg-i / çüil darayalan dayaju sidkigülyü-e, egünü tula ergün ilegebe, kemen kürgelijü / irigsen egüni çangjun beyile kebei ten-dür yabuyluqu-aça çadan-a, qariyatu / ayimay-un olan çasad-ud-tur neyiteber tusiyay yabuyluγad, biçig-ün /

doturaki kereg-i kinan üjegüljü daγaγu yabuγuluy-a, kemen tusiyaγuqui./

参考文献

Бадамхатан, С. 1972

Боржгин халх. *Studia Ethnographica*, Tomus IV, Fasc. 7, Улаанбаатар.

Жүгдэр, Ч. 1972

XIX-XX зууны зааг дахь монголын нийгэм-улс төр, философийн сэтгэлгээний хөгжил. Улаанбаатар.

Нацагдорж, Ш. 1960

qariyatu qosiyun-u dotur-a daγaγu yabuγulur-a тогтаан tusiyaγсан угаγулqu bičig-ün eke. *Monumenta Historica* Tomus II, Fasc. 5, Улаанбаатар.

Нацагдорж, Ш. 1963

Манжийн эрхшээлд байсан үеийн Халхын хураангуй түүх (1691-1911). Улаанбаатар.

Нацагдорж, Ш. 1988

То ван түүний сургаал. *Monumenta Historica*, Улаанбаатар.

岩井茂樹 1992

「中国専制国家と財政」『中世史講座』6 中世の政治と戦争、東京：学生社、273～310頁。

岩見宏 1957

「雍正時代における公費の一考察」『東洋史研究』第15巻第4号、65～99頁。

岡洋樹 1997

「清代ハルハ＝モンゴルの教訓書の一側面——プレヴジャヴ布告文を中心に——」『内陸アジア史研究』第12号、12-45頁。

岡洋樹 1988

「定辺左副將軍の権限回収問題と『將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程』」『史観』第119冊、16～29頁。

小貫雅男 1982

「近代への胎動——モンゴル東部の一地方、ト・ワン・ホシヨーの場合——」『歴史科学』第90号、1-28, 35頁。

萩原守 1999

「『ト・ワンの教え』について——一九世紀ハルハ・モンゴルにおける遊牧生活の教訓書——」『国立民族学博物館研究報告』別冊第20号、213-285頁。

山本進 1996

「清代後期直隸・山東における差徭と陋規」『史林』第79巻第3号

馮士鉢・于伯銘 1992

『道光伝』瀋陽：遼寧教育出版社。

李治亭

『清史』下、上海：上海人民出版社。

錢実甫 1980

『清代職官年表』第三冊、北京、中華書局。

孫文範・馮士鉢・于伯銘 1993

『道光帝』長春：吉林文史出版社。

喻松青・張小林

『清代全史』第六卷、瀋陽：遼寧人民出版社。

張玉田・鄂世鏞（高敏行訳） 1995

『道光帝・咸豐帝——帝国の内憂外患』東京：東方書店。